

広島女学院大学新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針

・本指針は、学生と教職員の健康と安全を守ることを第一とし、教育・研究活動を継続していくために策定しました。
 ・状況によりこの指針と異なる対応をとる場合もあります。個別の対応についてはその都度周知します

2020/07/06制定
 2021/5/24修正版

レベル	判断材料		授業 (講義・演習・実習)	キャンパスへの入構 (教職員以外)	入構可能な場所・窓口業務	学生の課外活動	学内会議・イベント	教員の教育・研究活動	教職員の勤務
	政府、自治体等による要請レベル	感染状況							
0 通常 注意	イベント・外出自粛等の要請が発出されていない状況	政府等により、感染の終息が確認された状況	通常どおり	通常どおり	制限なし・通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1 制限-小 要注意	【新しい生活様式による感染拡大の予防】 * イベント開催の必要性を検討するよう要請されている状況(一律の自粛要請ではない)	広島県が発表する「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」ステージⅠまたはⅡ相当	* 感染拡大防止に最大限留意したうえで、【できる限り対面授業】を実施する。 * オンライン授業実施を可とする。 * 教室定員の半数以下、及び人との距離1mを目安にクラス内で最大限の間隔を取る	学生：感染拡大防止に留意し、入構可とする(一部部署は予約が必要)。 保護者：感染拡大防止に留意し、入構可とする。 学外者：感染拡大防止に留意し、入構可とする。	学生：感染拡大防止に留意し、制限なし(健康管理センター等、一部部署は予約が必要) 保護者・学外者：感染拡大防止に留意し、できれば予約することが望ましい。 教職員：感染拡大防止に留意したうえで、制限なし 窓口業務：実施。メールまたは電話での問い合わせの積極的活用。	感染拡大防止の取組が十分に実施できないもの以外は、感染拡大防止策を講じたうえで、活動可能とする。ただし、感染者が増加しはじめた地域への遠征、飲食・宿泊が伴う行事、「3密」を避けられない活動は禁止とする。	会議：感染拡大防止に留意し、対面で実施し、オンライン会議やメール審議も積極的に利用。 イベント：感染拡大防止に留意し、必要性の高いイベントのみ実施。	感染拡大防止に留意して、通常通りの教育・研究活動を行う。なお、感染が拡大している地域での学会等の研究集会等への参加や旅行は控えるものとする。	感染拡大防止策を講じた上で、通常勤務体制とする。ただし、時差出勤や在宅勤務の併用を推奨する。出張等については「教員の教育・研究活動」に準じる。以下のレベルでも同様とする。
2 制限-中 警戒	【新しい生活様式による感染拡大の予防】 * 屋外・屋内における少人数以外でのイベントの開催自粛等が要請されている状況 * 週末の外出自粛が要請されている状況 * 一部地域との往来自粛を要請されている状況	広島県が発表する「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」ステージⅡまたはⅢ相当 ※本学でクラスターが発生した場合は、感染拡大状況に応じてレベルの変更の検討を行なう	* 原則、オンライン授業のみを実施する * 感染拡大防止策が十分に実施できることを前提に、事前に科目を特定し【対面でなければならぬ一部の実験・実習科目および対面の試験】を実施可とする。 * できるだけ2m程度(最低1m)の間隔を取る	学生：①対面授業受講者は、感染拡大防止に留意し、入構可 ②授業以外の目的で指定の部署等への入室を希望する場合は、2日前までに予約し許可された者は可。 保護者：感染拡大防止に留意し、事前予約による入構可。 学外者：感染拡大防止に留意し、事前予約による入構可。	学生：対面授業実施教室 指定の待機場所・教室 2日前までに予約済の学生のみ 〔コンピュータ教室〕 〔キャリアセンター〕 〔学生課〕〔教務課〕 〔図書館〕〔宗教センター〕等 〔証明書自動発行機〕 保護者・学外者：事前に予約した場所・部署。 教職員：感染拡大防止に留意し、3密を避け執務に必要な場所に限る。 窓口業務：原則、メールまたは電話での問い合わせのみ。対対応は予約した学生のみ。	原則、すべての活動を禁止とするが、オンライン上での活動は可とする。 感染拡大防止策を講じたうえで、感染拡大防止が十分に実施できると認められたものに限り、大学が活動を許可する。	会議：感染拡大防止に留意し、少人数の会議等は対面も認めるが、オンライン会議を推奨。 イベント：大規模なイベントは中止とするが、必要性の高いものは状況に応じて、感染拡大防止に留意し、実施。	出張・研究調査旅行：緊急事態宣言が発令されている地域で感染が拡大している地域での学会等の研究集会への参加や旅行は中止、または延期とする。 教育・研究活動：学内の感染拡大防止に留意し実施。	在宅勤務、時差出勤、分散勤務を推奨し半数程度の出勤体制を旨とする。
3 制限-大 最大限の警戒	* 特定地域への「緊急事態宣言」等により、不要不急の外出自粛や往来自粛が要請されている状況 * 「緊急事態宣言」が発令され、広島県が対象に指定され、広島県から臨時休業が要請されている状況 * 人との接触機会を8割削減を要請されている状況 * 全日の外出自粛を要請されている状況	広島県が発表する「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」ステージⅢまたはⅣ相当 ※本学でクラスターが発生した場合は、感染拡大状況に応じてレベルの変更の検討を行なう	* 原則、オンライン授業のみを実施する * 感染拡大防止策が十分に実施できることを前提に、事前に科目を特定し【対面でなければならぬ一部の実験・実習科目および対面の試験】を実施可とする。 * できるだけ2m程度(最低1m)の間隔を取る	学生：原則、入構禁止 電話やオンラインでは解決しない緊急かつ重要な(やむを得ない)理由(退学・休学の相談、等)の場合は、入室できる部署等を限定し人数制限をしたうえで事前予約を行い、感染拡大防止が十分に実施できる場合のみ許可 保護者：上記の同行者に限る 学外者：大学機能の維持に必要な業務に関わる場合や重要かつ緊急の用件を除き、不可	学生：原則、入構不可 緊急かつ重要な用件で入構する場合は、場所を指定する。 保護者・学外者：指定する場所・部署 教職員：執務場所 窓口業務：原則、メールまたは電話での問い合わせのみ。	すべての活動を禁止とするが、オンライン上での活動は可とする。	会議：原則、オンラインやメール審議で実施。 イベント：原則中止か延期	出張・研究調査旅行：原則、中止 学会等への参加及び主催：禁止 教育・研究活動：在宅での教育・研究を原則とし、教育・研究の準備・継続に必要な場合のみ、入構を許可する。	在宅勤務、時差出勤、分散勤務を推奨し、最小限の人員での出勤体制を旨とする。
4 制限-最大 緊急事態	* 特定地域への「緊急事態宣言」等により、不要不急の外出自粛や往来自粛が要請されている状況 * 「緊急事態宣言」が発令され、広島県が対象に指定され、広島県から臨時休業が要請されている状況 * 人との接触機会を8割削減を要請されている状況 * 全日の外出自粛を要請されている状況	広島県が発表する「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」ステージⅣ相当 * 本学で感染者が発生し大学として臨時休業する必要が生じた状況	* すべての授業を【遠隔(オンライン)】で実施する。(教員も自宅からのみ可)	学生：入構禁止 保護者：入構禁止 学外者：危機管理に関する業務及び大学機能の最低限の維持のための業務に従事する者を除き入構禁止とし、やむを得ず入構する場合は学長の許可を得ることとする。	学外者：指定の場所 教職員：執務場所 窓口業務：メールまたは電話での問い合わせのみ。	すべての活動を禁止とするが、オンライン上での活動は可とする。	会議：原則、オンラインやメール審議で実施。 イベント：原則中止か延期	出張・研究調査旅行：原則、中止とし、学会等への参加及び主催は禁止とする。 教育・研究活動：継続中の実験や研究については、研究に使用する生物の維持、管理等においてのみ最低限の研究活動継続に必要な教職員の入構を許可得る。	危機管理に関する業務及び大学機能の最低限の維持のための業務に従事する者を除き、原則として在宅勤務とする。